

# 文化振興に大きく貢献

## 令和4年度 秋田市文化章

令和4年度秋田市文化章の受章者が、次のみなさんに決まりました。文化章は、芸術、学術、産業、経済、教育、スポーツなどの各分野で市の文化振興に貢献したかたに贈られます。問い合わせ）文化振興課☎(888)5607

\*表彰式は11月1日(火)午後4時～、秋田キャッスルホテル4階放光の間で行います。一般参列をご希望のかたは、10月25日(火)午前8時30分～、文化振興課へお申し込みください。

### 技芸(詩吟)

#### 鈴木岳順さん

(本名:鈴木順二)



昭和33年に日本詩吟学院に入会し、同学院の最高位の総伝位および上席師範位に認定されました。  
また、青少年の育成のため、詩吟の体験学習を行うなど、後進の育成や詩吟の発展にも尽力されています。令和2年まで秋田吟詠会の会長を務められ、現在は同会の名誉会長として、市の詩吟文化の振興・発展に貢献されています。

### 社会文化

#### 岸部有三さん



昭和62年からジャズ専門ラジオ番組のパーソナリティを務められ、一度も休むことなく放送回数は1千850回を超えました。  
県内各地でライブを開催し、ジャズの魅力を多くの人に広めたほか、中高生を対象にジャズ講座を開催し、若い層の掘り起こしにも尽力するなど、ジャズ文化の裾野を広げ、市の社会文化の振興・発展に貢献されています。

### 技芸(華道)

#### 三浦草悦さん

(本名:鎌田國子)



昭和54年に五明流四世家元三浦草悦として継承襲名し、毎年数々の展覧会に出展するなど、流の発展・後進の育成に尽力されています。  
また、「国民文化祭あきた2014」を成功に導いたほか、秋田県華道連盟の副会長と参与を歴任し、秋田のいけばな界の中核として活躍するなど、市の華道文化の振興・発展に貢献されています。

### 洋舞

#### 渡部立子さん



昭和46年に渡部立子バレエ学園を創設し、舞踊芸術の普及と後進の育成に努められています。  
また、「国民文化祭あきた2014」で振付などを務められたほか、平成29年には秋田ジュニアクラシックバレエ団の設立にあたり代表を務め、長年にわたり秋田市芸術祭などに参加し多くの作品を発表するなど、市の洋舞文化の振興・発展に貢献されています。

### 芸能(民謡)

#### 小田島純子さん



昭和55年に初代小田島徳旺とともに民謡小田島会を設立し、現在は二代目会主として、青少年と若手の育成、郷土の民謡の普及・発展に尽力されています。  
また、地元テレビ局の民謡番組へのレギュラー出演や県内各施設へのボランティア活動、各種舞台・大会で司会や伴奏を務められるなど、市の民謡文化の振興・発展に貢献されています。

### 社会文化

#### 故鈴木文明さん



秋田市竿燈会会長として、竿燈の普及・後継者の育成に尽力されたほか、首都圏などで開催されたイベントに竿燈を派遣し、観光PRも積極的に行いました。  
また、新型コロナウイルス感染症拡大により竿燈まつりが中止となった中でも、竿燈オンラインワークショップを実施するなど、市の社会文化の振興・発展に貢献されました。

# 雪への備え 万全に!



市では、今年も雪に関するさまざまな支援策を実施します。本格的な降雪シーズンの前に、準備を万全にして今冬を迎えましょう。

①②③の申込書は、市ホームページからダウンロードできます。市ホームページの検索画面で、広報ID番号を入力してください

道路維持課(11月中旬から道路除排雪対策本部)は市役所3階です

申し込み・問い合わせは、平日午前8時30分～午後5時15分をお願いします

## 1 個人所有の小型除雪機へ燃料を支給します

**対象**▶町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などを除排雪する場合

**支給量上限**▶1団体あたり年度内400リットルまで

**支給時期**▶作業実施時に随時(3月末まで)

**申し込み**▶12月1日(木)から道路維持課または各市民サービスセンターへ

●問い合わせ  
道路維持課 ☎(0888)5751  
広報ID番号 1007327

## 2 小型除雪機などを無料で貸し出します



**貸出機器**▶小型除雪機(ハンドガイド式除雪機、歩行型ローダ)

**対象**▶12月から3月までに、町内会やボランティア団体などが、市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路や歩道などを200リットル以上除雪する場合

**申し込み**▶10月24日(月)から11月10日(木)までに道路維持課へ

●問い合わせ  
道路維持課 ☎(0888)5751  
広報ID番号 1007327

## 3 空き地を小規模堆雪場にご提供ください

おおむね150平方メートル以上の住宅地内の空き地を12月から3月までの間、地域の堆雪場として町内会などに無償で貸していただいた場合、その土地の翌年度の固定資産税の一部を免除します。

**申し込み**▶10月24日(月)から11月18日(金)までに道路維持課または各市民サービスセンターへ

●問い合わせ  
道路維持課 ☎(0888)5751  
広報ID番号 1007322

## 4 道路除雪後の間口に残った雪の塊を寄せます

毎年事前登録が必要です

**対象**▶市が除排雪作業を行う道路に面した戸建住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみ、または身体の不自由な方のみで、自力で雪寄せができない世帯

\*自力で雪寄せができるかたが同居している場合は対象外です。

**事前登録**▶10月31日(月)から11月18日(金)までに道路維持課へ

●問い合わせ  
道路維持課 ☎(0888)5751

## 5 小型除雪機・軽トラックを無料で貸し出します

町内会など、地域住民で組織する団体に、小型除雪機(ハンドガイド式除雪機)や軽トラックを無料で貸し出します。燃料費は市が負担します。

**貸出期間**▶12月から3月までの午前9時～午後4時(原則、半日単位)。

申し込みは各地区「コミュニティセンター」へ

●問い合わせ  
生活総務課 ☎(0888)50250

## 6 高齢者宅へ自宅敷地内の雪寄せ援助員を派遣します

降雪期になると申請の手続きが混み合います。申し込みはお早め。

**対象**▶日常生活上の援助を要するおおむね65歳以上のひとり暮らしなどで、雪寄せ援助が必要な方

**支援内容**▶玄関から道路までの通路の雪寄せ。1週間に2回まで。利用料は1回1時間以内で320円

**事前登録**▶お住まいの地区の地域包括支援センターへ。「高齢者雪寄せ支援事業」の申請が済んでいるかたは、秋田市シルバー人材センターへ。 ☎(0888)59000

●問い合わせ  
長寿福祉課 ☎(0888)50608